中医協 総一 6 2 8 . 7 . 2 7

中医協 退一1(改) 28.6.22

DPC 対象病院の「合併」「分割」の定義等について

- O DPC 制度においては、病院の合併または分割前後で DPC 対象病院としての要件を満たすことができなくなる可能性があるため、合併または分割後も DPC 制度へ継続参加を認めるかについて退出等審査会において審査を行っている。
- 〇 今般、退出等審査会における審査の必要性を認識せず、本来6ヶ月前まで に必要であった申請を行っていなかった医療機関があり、平成28年4月 27日の中医協において退出等審査会が審査する合併(以下、「合併」とい う)の定義を明確化するべきとの指摘があった。
 - ※ なお、DPC 制度における手続き遺漏の際の対応については、同日の中医協 において DPC 評価分科会で今後検討を行うこととされた。
- 〇 以上を踏まえ、合併の定義を以下の通り明確化することとしてはどうか。 また、併せて退出等審査会が審査する分割(以下「分割」という。)の定 義も明確化することとしてはどうか。
- O さらに、「退出等審査会」の名称についても「合併・退出等審査会」とす ることとしてはどうか。

合併の定義(案)

- 〇 合併とは、
 - ・ 複数の DPC 対象病院等(DPC 制度参加病院以外を含む。)が医療 法上の許可病床の増減(廃止、新設を含む)に関わる届出を提出し た場合において、当該病院の合計数が減少すること
 - ※ DPC 準備病院は上記の定義に準ずる

分割の定義(案)

- 〇 分割とは、
 - ・ DPC 対象病院が医療法上の許可病床の増減(廃止、新設を含む) に関わる届出を提出した場合において、 DPC 対象病院等 (DPC 制度参加病院以外を含む。)の合計数が増加すること
 - ※ DPC 準備病院は上記の定義に準ずる